平成２１年（フ）第７５２号
埼玉県狭山市中央１丁目27番１号
債務者　竹村　孝一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７５３号
埼玉県狭山市中央１丁目27番１号
債務者　竹村久美子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１８０号
石川県小松市松梨町乙44番地
債務者　土井　達也
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１３５号
長野県茅野市北山4035番地81
債務者　北村　朋子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１１３号
兵庫県揖保郡太子町沖代198番地１
債務者　岩崎　伸樹
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１６４号
山口県宇部市野中５丁目２番30号
債務者　吉開　弘幸
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２０年（フ）第３３２３号
福岡市西区愛宕浜４丁目３番７号
債務者　佐田　明子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７７号
岩手県釜石市大字平田第５地割８番地６石田アパートＡ－１号室、旧住所茨城県守谷市薬師台６丁目10番地２レオパレストリアノン106号室
債務者　横田　剛泰
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第７２０号
埼玉県川越市岸町１丁目30番地41ウエストハイツ202号室
債務者　鈴木　一郎
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７４５号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保907番地90
債務者　梶　　君子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７６３号
埼玉県川越市霞ヶ関東１丁目14番地３　レオパレスブルーメ93―205号室、前住所神奈川県大和市上草柳８丁目17番６号
債務者　三好　竜也
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７７０号
埼玉県所沢市大字久米1972番地の10、前住所埼玉県所沢市大字久米1606番地の７
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２５０４号
愛知県愛西市須依町庄屋敷89番地13
債務者　若松イチ子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０７３号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―316号大幸東団地
債務者　今村　弓子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０９１号
名古屋市瑞穂区明前町５―24　ドール堀田Ⅰ607号、住民票上の住所札幌市東区北44条東13丁目１番18号
債務者　五十嵐敏博
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３６８号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字西山ノ手35番地　グランデカメリア山の手Ⅴ棟102号
債務者　村瀬　　都
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４１８号
愛知県尾張旭市大塚町１丁目８番地１　エルディム大塚２―201
債務者　西尾　由香
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部